

道路橋定期点検等業務の委託に関する基本契約

一般財団法人ふくしま市町村支援機構（以下「委託者」と言う）と〇〇〇〇〇〇株式会社（以下「受託者」と言う）は、委託者が福島県内の市町村から委託を受けた道路法第42条及び道路法施行規則第4条の5の6の規定に基づき実施する道路橋定期点検等業務（以下、本契約書において、単に「道路等定期点検業務」と言う。）のうち、受託者に対して再委託に付する業務（以下「再委託業務」と言う）に関し、基本的な事項を定めるため次のとおり基本契約を締結する。

（委託業務の内容）

第1条 委託者が受託者に対して委託する再委託業務は、次の各号に定める業務とする。

- （1）道路法施行規則第4条の5の6第1号に規定する点検
- （2）道路法施行規則第4条の5の6第2号に規定する健全性の診断の予備診断（委託者が同号の健全性を診断するに当たって必要かつ十分な点検結果の提供及びそれに基づく意見の具申を言う。）

（基本契約の期間）

第2条 本基本契約の期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年3月31日までとする。

（個別契約）

第3条 委託者が同時期に委託を受けた道路等定期点検業務がある場合、再委託業務の効率性を図るため、近接する市町村に関する業務を、可能な限り集約し委託するものとする。

- 2 委託者が受託者に対して前項の委託をするに当たっては、委託期間、委託料、委託業務の詳細等を明確にするために、その都度、個別に契約を締結するものとする。

（委託者、受託者双方の努力義務）

第4条 委託者及び受託者は、前条に定める個別契約の締結に当たっては、次の各号に定めるところにより、それぞれ努力するものとする。

- （1）委託者は、再委託に関する業務を、委託者の内部規定に反しない限りにおいて、受託者に対して優先的に委託する。
- （2）受託者は、委託者から前号に定める委託の申し込みを受けた場合には、受託者に特段の事情がない限りこれを承諾する。
- （3）個別契約の委託料を決めるに当たっては、受託者に特段の事情がない限り、基本契約締結の際に受託者が委託者に提供した見積り、国土交通省道路局より公表された「道路橋定期点検業務積算資料（暫定版）平成31年2月」または、

福島県土木部より公表された「橋梁点検業務積算基準 令和3年10月1日」等に配慮したうえで委託者が提示した金額を受託者は受け入れる。

(橋梁点検車等の貸与)

第5条 委託者は、受託者が再委託業務を遂行するに当たり必要とする橋梁点検車等の貸与の申し出があった場合には、委託者に特段の事情がない限りこれを承諾するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、委託者と受託者がそれぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者：福島市中町7番17号
一般財団法人ふくしま市町村支援機構
理事長 遠藤雄幸

受託者：